

# 「いじめ防止基本方針」

潟上市立追分小学校

## 1 いじめの定義と基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
(いじめ防止対策推進法より)

### (2) 基本的な考え方

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得るものである。」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめは、人間の尊厳を脅かし人権を侵害するものであり、決して許されない行為である。いじめについて次のように理解し、子どもたちをいじめから守っていきたいと思う。

- ・いじめは、卑怯な行為であり、絶対に許されないものである。
- ・いじめは、どの子どもにも、また、場所を問わず起こり得るものである。
- ・いじめは、見ようとしなければ見えないものである。
- ・いじめは、加害も被害も両方経験する場合がある。
- ・いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる子ども、見て見ぬふりをする子どもの存在など、集団全体にかかわる問題である。
- ・いじめは、いじめられる子どもにも問題があるとの考え方では解決しない。

本校では、このような理解に立ち、子ども同士、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めるとともに子どもの小さな変化を見逃さずいじめの早期発見に努める。

また、いじめが起きた際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた子どもに心からの反省を促し、子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援に努める。

## 2 いじめの未然防止のための取組

子ども一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が、分かりやすい授業を心がけ、子どもに基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。また、子ども一人一人の規範意識を高めるよう、家庭や地域と連携した道德教育の充実を図る。

### (1) 子ども一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

自分や友達の「よさ」を見つけ、称賛する場の設定

- ・朝の会や帰りの会、特別活動の時間等に「よさ」を紹介し合う場を設定する。

あいさつ運動の実施

- ・委員会や縦割り班を中心にした、全校あいさつ運動を実施する。

思いやりや協力の気持ちを育てる異学年交流の充実

- ・縦割り活動をとおして、異学年の仲間とふれ合う機会を設定する。

### (2) 「分かる・できる」授業づくりの推進

基礎・基本の定着の促進

- ・一人一人に力を付けるためのスキルタイムの活用に努める。
- ・小テスト、全校テスト等の活用に努める。

学び合いのある学習展開の工夫

- ・ペアや少人数での伝え合い活動の工夫する。
- ・自分たちの考えを伝え合い、学び合うことができる場の設定をする。

確かな学びを成立させるための終末の工夫

- ・「分かった」を実感できるまとめと振り返りを行うことで、子ども自身の学習の習得を目指す。

### (3) 家庭や地域と連携した道德教育の充実

保護者や地域の方への道德の授業の公開

- ・PTAや学校評議員会、民生児童委員との懇談会の際に道德の授業を公開する。

学校報や学年通信による道德の授業の内容の情報提供

- ・本校の重点である「思いやりの心」を中心に情報を提供することにより、家庭や地域と連携して規範意識を育んでいく。

### 3 いじめの早期発見の取組

「いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ子どもはいない。」という基本認識に立ち、全ての職員が子どもの様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、子どもの小さな変化を見逃さない。いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、子どものささいな変化に気付く力を高め、いじめを見逃さない取組を推進する。

#### (1) 学校生活アンケートの実施

- ・年三回の児童アンケート（スマイルアンケート）の実施のほか、必要に応じて状況を適切に把握するためのアンケートや面談を実施する。

#### (2) 面談の実施

- ・担任が面談をとおして、子どもの悩みや不安を聞く。

#### (3) 相談窓口の周知

- ・学級担任以外に、教頭、生徒指導主事が、子どもや保護者の相談窓口になる。

#### (4) 「追分小いじめ対策委員会」での情報共有

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任により、「追分小いじめ対策委員会」を組織し、情報の共有や対応方針の決定、対応状況の確認を行う。
- ・上記の委員に加え、年二回、スクールカウンセラー及び学校評議員6名を加えた拡大委員会を開催し、基本方針や年間計画の策定、見直しなどについて協議する。
- ・さらに緊急時には、上記の拡大委員会メンバーにスクールソーシャルワーカーを加えて協議する。

## 4 いじめへの組織的対応

学級担任が一人で抱え込むことなく、支援チームをつくり組織的に対応していく。

対応に当たっては、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた子どもに対しては、毅然とした指導により心からの反省を促す。また、いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者に、指導内容を含め、適切に情報を提供しながら、協力して解決を図っていく。

### (1) 対応策の検討と役割分担

- ・「追分小いじめ対策委員会」で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決に当たる。

### (2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方から聞き取った内容から事実関係を明らかにし、状況を正確に把握していく。
- ・いじめを受けた子どもおよび保護者の心情に寄り添い、心のケアに努めていく。
- ・いじめた子どもに対する毅然とした指導をとおり、心からの反省を促していく。
- ・傍観者の立場にいる子どもたちにも、集団全体の問題であることを認識させるとともに、どのような行動が必要であるかを考えさせる指導をしていく。

### (3) スクールカウンセラー、関係機関との連携・調整

- ・いじめられている子どもの心の傷を癒すために、スクールカウンセラーを活用するなど、教育相談体制の充実を図っていく。
- ・状況に応じて関係機関（教育委員会、警察署、法務局等）との連携を図っていく。

### (4) 保護者との連携

- ・いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るように努めるとともに、対応の経過や事後の子どもの状況等について、適切に情報を提供していく。

## 5 いじめ防止に向けた保護者や地域，関係機関との連携

学校報や生徒指導だより，PTAなどをおし，学校のいじめ防止に向けての取組を保護者や地域の方々に説明するとともに，情報提供への協力を要請し，子どもを見守る体制づくりに努めていく。

### (1) 学校報・生徒指導だよりによる情報発信

- ・学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等について情報を保護者や地域に提供していく。

### (2) 学年・学級PTAにおける説明・情報収集

- ・学年・学級における子どもたちの状況を説明し，保護者からの情報も収集していく。

### (3) ホームページの活用

- ・学校の取組を随時更新し，子どもの活動を紹介していく。

### (4) 相談窓口，相談機関の周知

- ・学校以外の相談窓口や救済制度を紹介していく。

### (5) 講演会等の実施

- ・外部からの専門家を招いて講演会を開き，研修する。

校内いじめ対策委員会	校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、当該学年主任、当該学級担任
------------	--------------------------------------